(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年5月28日

大阪市長 殿

提出者

住所 大阪市中央区本町4丁目1番13号 氏名 株式会社 竹中工務店大阪本店 執行役員本店長 弦田 康平

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6252-1201

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 竹中工務店大阪本店
事業場の所在地	大阪市中央区本町4丁目1番13号
計画期間	令和6年4月1日~令和7年3月31日
当該事業場において現に行っ	っている事業に関する事項
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	500億円(2024年3月現在)
③従 業 員 数	7,786人
④産業廃棄物の一連 の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

(日本産業規格 A列4番)

産業	(第2回-1) 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項					
/ L /N	(管理体制図)	- <u></u>				
	別添2 管理体制図の	とおり				
産業	所称2 官座本間囚ジ	関する事項				
		【前年度(令和5年度	E) 実績】			
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃泊	ф	
		排 出 量	88, 288. 01	t	17. 49	t
	①現状	(これまでに実施し・工法の改善・租包材の簡素化・ユニット化搬入・実寸発注の実施・資材の再利用	た取組)			
		【目標】	_			
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	Ħ	
		排 出 量	70, 630. 41	t	13. 99	t
	②計画	(今後実施する予定 上記に加え、下記を ・個別工事におけるこ		廃棄物	の削減	
産業	業廃棄物の分別に関する事項					
	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)がれき類(コンクリート塊,アスファルト塊,ガラス陶磁器くず)、廃プラスチック類、塩ビ、木くず、金属くず、石膏ボード、ALC、混合可燃物(紙くず,繊維くず)は分別すると共に、石綿含有産業廃棄物についても、他の廃棄物に混入しないように確実に分別、					
	②計画	(今後分別する予定 現状の取り組みを維持	Eの産業廃棄物の種類 <i>]</i> 時、推進していく。	及び分別	川に関する取組)	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

廃アルカリ		廃プラスチック類		紙くず		木くず	
154.86	t	2, 711. 63	t	19. 95	t	3, 790. 77	t

廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず
123. 89 t	2, 169. 30 t	15. 96 t	3,032.62 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

金属くず			ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器く	Ť.	がれき類		建設系混合廃棄物	
	44. 08	t	3,688.19 t		120, 733. 03	t	9, 696. 48	t

金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	建設系混合廃棄物
35. 26 t	2,950.55 t	96, 586. 42 t	7,757.19 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

その他産業廃棄物			
16.49 t	t	t	t

その他産業廃棄物				
13. 19	t	t	t	t

(第3面-1)

		(第3	旬 − 1)	
自ら	行う産業廃棄物の再生	E利用に関する事項		
		【前年度(令和5年度)実績】	
		産業廃棄物の種類	_	
		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	_ t	t
	①現状	(これまでに実施し	た取組)	
		実施していない		
		【目標】	T	T
		産業廃棄物の種類	_	
		自ら再生利用を行う 産業廃乗物の量	_ t	t
	②計画	(今後実施する予定	の取組) 自ら利用について検討を	していきたい
		(全政15/01 でかれしさ 07 E	目の利用について検討を	C (' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '
自ら	っ行う産業廃棄物の中間 		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
		【前年度(令和5年度)実績】 	Т
		産業廃棄物の種類	_	
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	_ t	t
	①現状	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量	_ t	t
		(これまでに実施し 実施していない	た取組)	
		【目標】		
		産業廃棄物の種類	_	
		自ら熱回収を行った 産業廃乗物の量	_ t	t
	②計画	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量	_ t	t
		(今後実施する予定		! ブハキた! \
		(単取 <i>行化やかれ</i>)	ヨの利用にづいて使削を	しているだい。

(第4面-1)

自ら	(第4回 - 1) 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項					
□	, 11 2 /11/N/N/1/N 1/4 - 2	【前年度(令和5年度)				
		産業廃棄物の種類	_			
		自ら埋立処分又は				
		海洋投入処分を行った	_	t	t	
	①現状	産業廃棄物の量 (これまでに実施した)	<u> </u> た取組)			
		実施していない				
		【目標】				
		産業廃棄物の種類		<u> </u>		
		自ら埋立処分又は				
		海洋投入処分を行う	_	t	t	
	②計画	産業廃棄物の量 (今後実施する予定の	<u> </u> の取組)			
		実施予定なし	> 7/X/14m/			
					1	
产型		ア胆ナス車佰				
産業	と 廃棄物の処理の委託	T	生績】			
産業	廃棄物の処理の委託	【前年度(令和5年度)	T			
産業	に廃棄物の処理の委託	【前年度(令和5年度) 産業廃棄物の種類	汚泥	廃油		
産業	検廃棄物の処理の委託	【前年度(令和5年度)	T	廃油 t 17.49	t	
産業	 廃棄物の処理の委託	【前年度(令和5年度) 産業廃棄物の種類	汚泥		t	
産業	 廃棄物の処理の委託	【前年度(令和5年度) 産業廃棄物の種類 全 処 理 委 託 量 優良認定処理業者	汚泥 88, 288. 01	t 17. 49		
産業		【前年度(令和5年度) 産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者 への処理委託量 再生利用業者への	汚泥 88, 288. 01 23, 687. 00	t 17. 49 t 17. 49	t	
産業	(①現状	【前年度(令和5年度) 産業廃棄物の種類 全 処 理 委 託 量 優良認定処理業者 への処理委託量 再生利用業者への 処 理 委 託 量 認定熱回収業者	汚泥 88, 288. 01 23, 687. 00 88, 288. 01	t 17.49 t 17.49 t 16.99	t t	
産業		【前年度(令和5年度) 産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者 への処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者 への処理委託量 認定熱回収業者 への処理委託量 記定熱回収業者以外の熱回収を行う業者 への処理委託量 (これまでに実施した)	汚泥 88, 288. 01 23, 687. 00 88, 288. 01 0. 00 0. 00	t 17.49 t 17.49 t 16.99 t 0.45 t 0.00	t t t	
産業		【前年度(令和5年度) 産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者 への処理委託量 再生利用業託量 認定熱四収業者への処理委託量 認定熱回収業者う業量 認定熱回収業行う託量 (これまでに従って、いよる契約を実施して、いよる契約を実施していいよう。	汚泥 88, 288. 01 23, 687. 00 88, 288. 01 0. 00 0. 00 た取組) 産業廃棄物を委託できる。	t 17.49 t 17.49 t 16.99 t 0.45 t 0.00	t t t	
産業		【前年度(令和5年度) 産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者 への処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者 への処理委託量 認定熱回収業者 への処理委託量 認定熱回収業者 の処理委託量 にたいまでに実施した ・委託基準に従って、	汚泥 88, 288. 01 23, 687. 00 88, 288. 01 0. 00 0. 00 た取組) 産業廃棄物を委託できる。	t 17.49 t 17.49 t 16.99 t 0.45 t 0.00	t t t	
産業		【前年度(令和5年度) 産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者 への処理委託量 再生利用業託量 認定熱四収業者への処理委託量 認定熱回収業者う業量 認定熱回収業行う託量 (これまでに従って、いよる契約を実施して、いよる契約を実施していいよう。	汚泥 88, 288. 01 23, 687. 00 88, 288. 01 0. 00 0. 00 た取組) 産業廃棄物を委託できる。	t 17.49 t 17.49 t 16.99 t 0.45 t 0.00	t t t	
産業		【前年度(令和5年度) 産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者 への処理委託量 再生利用業託量 認定熱四収業者への処理委託量 認定熱回収業者う業量 認定熱回収業行う託量 (これまでに従って、いよる契約を実施して、いよる契約を実施していいよう。	汚泥 88, 288. 01 23, 687. 00 88, 288. 01 0. 00 0. 00 た取組) 産業廃棄物を委託できる。	t 17.49 t 17.49 t 16.99 t 0.45 t 0.00	t t t	

(第4面-2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

廃アルカリ		廃プラスチック類		紙くず	木くず
154. 86	t	2,711.63	t	19.95 t	3, 790. 77 t
154. 86	t	2, 652. 13	t	19.95 t	2, 207. 43 t
132. 26	t	978.53	t	5. 70 t	2, 422. 64 t
0.00	t	1, 695. 56	t	14.25 t	1,368.13 t
0.00	t	21.72	t	0.00 t	0.00 t

(第4面-3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

金属くず		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	建設系混合廃棄物
44. 08	t	3,688.19 t	120, 733. 03 t	9,696.48 t
44. 08	t	3, 679. 19 t	37, 091. 59 t	9, 345. 74 t
44. 08	t	3, 237. 19 t	116, 003. 79 t	873.34 t
0.00	t	0.00 t	0.00 t	7, 345. 65 t
0.00	t	0.00 t	0.00 t	0.30 t

(第4面-4)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

その他産業廃棄物			
16. 49 t	t	t	t
10.39 t	t	t	t
16. 49 t	t	t	t
0.00 t	t	t	t
0.00 t	t	t	t

(第5面-1)

	(第5亩-1)		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類 汚泥		廃油
	全処理委託量	70, 630. 41 t	13. 99 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	18, 949. 60 t	13. 99 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	70, 630. 41 t	13. 59 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0.00 t	0.36 t
②計画	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組) ・当社登録業者(建設副産物・部会からの選定ができない認定する。 ・原則として電子マニフェフ・再生利用、熱回収が可能で 熱回収業者へ処理委託する。 ・委託先処理業者には、定期	が部会)からの選定 い場合、可能な限り スト対応可能な処理 ごある廃棄物につい	優良認定処理業者から 営業者を選定する。 いては、再生利用業者、
※事務処理欄			

(第5面-2)

廃アルカリ		廃プラスチック類		紙くず		木くず
123. 89	t	2, 169. 30	t	15. 96	t	3,032.62 t
123. 89	t	2, 121. 70	t	15. 96	t	1,765.94 t
105. 81	t	782.82	t	4. 56	t	1,938.11 t
0.00	t	1, 356. 45	t	11. 40	t	1,094.50 t
0.00	t	17. 38	t	0.00	t	0.00 t

(第5面-3)

金属くず		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	建設系混合廃棄物
35. 26	t	2, 950. 55 t	96, 586. 42 t	7,757.19 t
35. 26	t	2, 943. 35 t	29, 673. 27 t	7, 476. 59 t
35. 26	t	2, 589. 75 t	92, 803. 03 t	698.67 t
0.00	t	0.00 t	0.00 t	5, 876. 52 t
0.00	t	0.00 t	0.00 t	0.24 t

(第5面-4)

その他産業廃棄物			
13. 19 t	t	t	t
8.31 t	t	t	t
13. 19 t	t	t	t
0.00 t	t	t	t
0.00 t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添1 処理工程図

いずれも処理会社に処理委託し、主に以下工程で処理する。
・汚泥→脱水・固化等により再資源化、または埋立
・廃油→油水分離・エマルジョン処理等により再資源化
・廃プラ→R P F 化により再資源化、または焼却により熱回収
・紙くず一焼却により熱回収
・木くず→破砕により再資源化または、焼却により熱回収
・金属くず→破砕等により再資源化
・ガラス陶磁器くず→破砕等により再資源化または埋立
・がれき類→破砕等により再資源化
・混合廃棄物→選別、破砕等により再資源化及び埋立

別添2 管理体制図

本社生産本部 ↓	-
大阪本店安全環境部(安全環境部長) ↓	
大阪本店安全環境部(環境グループリーダー)	
工事現場管理責任者(産業廃棄物管理責任者、特別管理産業廃棄物管理責任者)	